

○環境省令第二十二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月一日

環境大臣 松本 龍

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次項第二号」を「次項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が、前項の規定により添付事項等を入力するときは、行政機関等は、環境大臣が告示で定める期間、当該入力に係る添付事項等の確認のために必要な限度において

書面等を提出させることができる。

第三条第三項を次のように改める。

3 電子情報処理組織を使用して行政機関等が電子署名を要することとしている申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次のいずれかに該当するものを当該申請等と併せて送信しなければならない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

三 前二号に規定するもののほか、環境大臣が告示で定める電子証明書

第三条第八項中「（法律及び政令を除く。）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「除く。」の下に「第十二項において同じ。」を加え、「掲げる書面等」を「定める書面等」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 申請等を行う者に係る第三項各号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該者に係る登記事項証明書であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの（申請等を行う者が個人の場合にあつては、当該者に係る住民票の写し又は印鑑証明書であつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの）

第三条第六項第二号中「登記事項証明書。」を「登記事項証明書」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 行政機関等が指定する地理情報システムを使用して作成した地理情報を送信するとき 法令の規定により添付を求めている地形図、位置図その他の地図に表示すべき位置情報

第三条第六項を同条第十項とする。

第三条第五項中「次に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信することという。」を「第三項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は第四項の識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うことをいう。」に改め、同項各号を削り、同項を同条第九項とする。

第三条第四項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 電子情報処理組織を使用して行政機関等が識別番号及び暗証番号の入力を要することとしている申請等

を行う者は、申請等を行う者の氏名又は名称その他必要な事項を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ当該申請等に係る識別番号及び暗証番号の通知を受けている者については、この限りでない。

5 行政機関等は、前項の届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた者は、第四項の規定により届け出た事項その他の行政機関等が指定する事項に変更があつたとき、暗証番号を変更するとき又は識別番号及び暗証番号の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨を行政機関等が指定する方法により届け出なければならない。

7 行政機関等は、前項の規定による暗証番号の変更の届出を受けたときは、新たな暗証番号を当該届出を行った者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の次に四項を加える改正

規定は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に改正前の環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条第一項の規定により行われた申請等については、なお従前の例による。